

実家が空き家になっていませんか?

『手おくれにしない 相続と空き家対策』セミナー

13:35 「立川市の現状と取組み」
立川市役所生活安全課長 大石 明生氏

13:45 「手おくれにしない空き家対策」
行政書士 宅地建物取引士 佐々木 由美子氏

14:25 休憩

14:35 「手おくれにしない不動産の相続・売却、税のしくみ」
税理士 井澤 保氏

空き家の利活用セミナーと 無料相談会

2020年
2/1 土

予約不要 無料

13:30～16:00

【開場 13:15～】

無料相談会の受付時間は13:15～15:45
【相談時間は1組15分程】

会場

立川市役所 101会議室
(相談会は別途相談会室で実施)
立川市泉町1156-9 駐車場あり

多摩モノレール高松駅 徒歩10分
立川駅北口バス乗り場1番「立川市役所」バス停下車すぐ



『手おくれにしない 相続と空き家対策』セミナー&無料相談会に関するお問合せ



こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の
活用

遺言書の
作成

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが、
開業の届けはどうするの？

各種許認可
申請

相続した
空き家の
利活用

親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

空き家をリフォームして賃貸したいが、
費用が高額になりそうだ。どうしよう？

補助金等
申請

あなたのお悩み行政書士が 解決いたします！

空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会
市民相談センター

 03-5489-2411

電話相談 12:30~16:30 (土・日・祝日除く)

ホームページ <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

行政書士は街の法律家。

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続きの専門家です。

遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

東京都行政書士会は、「平成31年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。